

令和3年度答申第12号

令和4年3月9日

松戸市教育委員会

教育長 伊藤 純一 様

松戸市個人情報保護審議会

会長 井川 信子 印

個人情報の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和3年10月19日付け松教生企第117号をもって諮問のあった個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

本件処分は、妥当ではなく、これを取り消し、改めて、別表の「開示すべき部分」に掲げる部分については、開示すべきである。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和3年5月28日付けで、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号（以下「条例」という。））第10条第1項の規定により、「松戸市教育委員会が保有する〇〇〇〇の個人情報が記載された「2019年度いじめによる重大事態について（報告）文書取扱重大事態 目次 14号」に関する情報・文書（いじめの重大事態の調査結果に係る報告書、いじめの重大事態の調査に係る資料を含む）一切」（以下「本件文書」という。）に記録されている個人情報の記録に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 松戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）は、本件開示請求に対して、開示決定等期間延長通知書により、決定期間を延長した後、令和3年7月27日付けで本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年8月24日付けで、行政不服審査法（平成26年法律68号）第2条の規定により、松戸市教育委員会（審査庁）に対して、本件審査請求をした。
- (4) 松戸市教育委員会（審査庁）は、本件審査請求について、行政不服審査法第43条の規定により、令和3年10月19日付け松教生企第117号をもって諮問をした。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分のうち、「別紙1 会議関係の一覧 No52（仮称）教育委員会内会議について」ひもづく「いじめ重大事態報告書」のマスキングを取り消し、公開決定を求める。

(2) 本件審査請求の理由

本件処分は、次のとおり違法、不当である。

松教学指第631号（別紙1）では、「一部開示をする理由」として、「本人の個人情報が記載されている行のマスクングの部分については、開示請求者が知り得る情報ではなく、調査に当たり秘密保持を前提にしている部分については、これを開示すると調査関係者から協力を得られなくなるなど、調査に関する事務の適正な執行を妨げるおそれがあることから、松戸市個人情報の保護に関する条例第10条第3項第2号の規定に該当するため。」と記載している。

しかしながら、審査請求に係る処分は、下記のとおり違法、不当である。

第一に、上記で述べた「いじめ重大事態報告書」は、「いじめ防止対策推進法28条第1項に基づいて、松戸市教育委員会が調査主体となり実施した調査報告書である。そのため、いじめ防止対策推進法第28条2項の「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする」に基づいて、当方へ情報提供されるべきものである。

また、文部科学省から出されている「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「学校の設置者・・・は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。」「いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。」「・・・アンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、・・・」等と示されている。

さらに、過去の裁判例等でも、次のような判断が示されている。

「大津地判平成26年1月14日」では、具体的事情の下、本件では、加害生徒の個人名及び被害生徒以外の者の個人名を除く部分については、開示をすることで個人の権利利益が侵害されるおそれ等があるとは認められないため、教育長がした、アンケート調査の結果を不開示とした処分は違法であると認定。

「さいたま地判平成20年7月18日」では、学校は、在学契約に基づく付随義務として、信義則上、親権者等に対し、生徒の自殺が学校生活に起因するのかどうかを解明可能な程度に適時に事実関係の調査をし、それを報告する義務を負う、と調査報告義務という法的責任を認めている。

第二に、上記で述べた「いじめ重大事態報告書」では、別紙3に示すとおり、○本人の発言や、○に対する評価・傾向を記載しているにも関わらずマスキングされている。

松戸市個人情報の保護に関する条例第10条第3項第2号を違法に適用しており、不当である。

4 処分庁の説明要旨

本件処分に対する処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

審査請求を棄却することを求める。本件処分には、違法不当な点はなく、取消しの必要はない。

(2) 本件処分の理由

非開示部分については、審査請求人が知り得る情報ではなく、調査に当たり秘密保持を前提にしている部分については、これを開示すると調査関係者から協力を得られなくなるなど、調査に関する事務の適正な執行を妨げるおそれがあることから、松戸市個人情報の保護に関する条例第10条第3項第2号の規定に該当するため（なお、当該部分以外の非開示部分については、争いが無い。）。

(3) 審査請求の理由に対する意見

「いじめ防止等のための基本的な方針」の38頁には、「学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告があることが望ましい。」としたうえで、「これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー

保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。」と記載されているため、保護者に対し個人情報に十分配慮して「いじめ重大事態報告書」をもって提供しているところである。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の目的について

条例は、本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もって市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的とする（第1条）。

そして、同条の個人情報の保護に関する基本的事項としては、個人情報の取扱いの適正を期する観点から、個人情報の適正管理、収集の規制、利用及び提供の規制等の手続を定め（第5条、第6条、第7条等）、また、個人情報の取扱いは、本人の知り得る状態に置くことが適切であるという観点から、個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利をそれぞれ定めている（第10条、第11条、第11条の2等）。

(2) 公文書について

公文書とは、「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であって、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているもの」（条例第2条第7号）をいい、同号中、「市の機関」とは、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会」（条例第2条第5号）をいう。

松戸市教育委員会は、条例上、市の機関に該当するため、松戸市教育委員会の職員が職務の必要上作成し、又は取得した文書であって、当該教育委員会の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有している文書は、組織共用文書に該当し、当該公文書に記録されている個人情報は、開示請求の対象となる。

次に、教育委員会と学校との関係については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の8は、教育委員会は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員

の身分取扱に関する事務を行うことを規定するほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条は、教育委員会は、その所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関することを管理し、及び執行することを規定し、さらに、松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則（平成25年松戸市教育委員会規則第1号）第6条別表は「生徒指導に関すること、生徒指導に係る教育職員の研修に関すること、いじめ防止対策委員会に関すること」は、教育委員会指導課の所掌事務とすることを規定する。

したがって、いじめに関して、教育委員会又は学校の教諭等が児童等を対象として調査した記録、また、児童、保護者等と相談した記録等は、個人のメモ等を含め、組織共用文書として保管している場合は、教育委員会の保有する公文書に該当するほか、児童、保護者等、その他の第三者が作成し、学校等に提出した文書についても、教育委員会又は学校が組織的に用いるものとして保有している場合は、教育委員会指導課において、個人情報の記録の開示請求に対応することとなる。

（3）個人情報の記録の開示請求について

条例第10条第1項は、「何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。」と規定し、公文書に記録されている個人情報の記録について、当該個人に開示請求権を認める。

同項は、個人情報の記録の開示に当たっては、当該個人のみが開示請求できる旨を規定しているため、個人情報を記録した公文書の内容が当該個人に関するものではなく、第三者の個人情報を対象とするものについては、個人情報の開示請求自体は却下となるほか、開示請求の対象となった公文書中に、第三者の個人情報の記録があった場合には、一部開示等となる。

次に、同条第2項は、「未成年者の法定代理人は、本人に代わって前項の請求をすることができる。」と規定する。

同項は、法定代理人については、未成年者本人が開示請求することが困難な場合があること、また、親権者として監護教育の権利義務を負うこと

から（民法（明治29年法律第89号）820条）、自らの権利として本人に代わって開示請求をすることを認めた。

（4）個人情報の開示・非開示について

条例第10条第3項は、「市の機関は、第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る個人情報の記録が次の各号のいずれかに該当するときは、当該記録を開示しないことができる。

- （1）個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであつて、本人に知らせないことが正当と認められるもの
- （2）開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの
- （3）その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたもの」と規定する。

条例は、個人情報の取扱いは、本人の知り得る状態に置くことが適切であるという観点から、個人情報の開示請求権を定めていること、及び、法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができると規定していること（第10条第1項）からすると、本人に関する情報は、原則として当該本人に対しては、開示することが条例の目的にかなう。

[小澤1]本件において処分庁が非開示としたのは条例10条3項2号に該当するとのことであるが、抽象的に「開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの」に該当するとしても、本人既知の情報であれば、「開示することによって・・・おそれのある」とは言えない。

よって、本人既知の情報であれば、特段の事情のない限り、同号が定める非開示事由に該当しない。

本人自身の情報のほか、いじめを加えた者の情報であっても、本人が同席した上で聞き取りした内容等に関する情報は、本人が既に知り得た情報であり、開示となる。また、いじめの調査結果等の記録のうち、本人が容易に知り得る情報のほか、本件開示請求に対する開示決定の時点に既に公表され又は公知となっている情報は開示となる。

次に、本人がいじめの経緯、いじめによる苦痛等を文書に記載し、学校、教育委員会その他関係機関等に提出し、学校が取得した文書を、学校がいじ

めの調査資料の一部として、組織的に用いている場合には、公文書に該当し、開示請求の対象となる。

したがって、その後、本人から開示請求が出された場合は、当該文書は、内容的には、本人が自らの判断で、記載した文書であり、また、開示請求権は本人に保障された権利である以上、文書の作成に係る学校側への提出の依頼等、その関与の事実の有無を問わず、開示となる。

また、当該文書中に他の児童等の氏名等、第三者の情報の記載がある場合であっても、本人が自らの判断に基づき記載し、学校等に提供した情報は、開示となる。

(5) 本件審査請求にかかる非開示部分について

審議会において、本件文書に記録された個人情報について当該非開示部分を見分したところ、別表に掲げる部分については、条例が定める非開示事由に該当しないものであると判断する。

よって、別表に掲げる部分は改めて開示すべきである。

6 結論

以上により、審議会は、「1 審議会の結論」のとおり判断する。
当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年10月19日	諮問書の受理
令和 3年11月18日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 3年12月23日	第2回審議会（審議・理由説明）
令和 4年 1月17日	第3回審議会（審議）
令和 4年 3月 9日	第4回審議会（審議）

別表

(省略)